平成２４年（フ）第７３６号
埼玉県川口市芝３丁目15番３号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市並木２丁目14番１―201号　クリオ西川口参番館
破産者　山口　幸夫
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５６号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲668番地　金山アパート201、旧住所埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲608番地１
破産者　関口　哲也
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９５６号
さいたま市西区大字指扇2407番地187
破産者　山口　英敏
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１２号
さいたま市西区三橋６丁目1390番地　パストラルピア202、破産手続開始決定時の住所さいたま市西区大字高木1429番地36
破産者　星　進一郎
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５０号
さいたま市桜区西堀６丁目15番21号　コーポ中浦和204号室
破産者　熊耳　幸雄
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９３号
埼玉県白岡市小久喜880番地１　パストラルⅡ―202、破産手続開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜880番地１　パストラルⅡ―202
破産者　矢田部恵子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地５―708
破産者　島田　曜爾
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１２号
長野県上田市緑が丘１丁目25番10号　県営M８―103号、開始決定時の住所長野県上田市常磐城１丁目８番33号
破産者　柳原　栄子
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４６号
静岡県掛川市中865番地
破産者　川口　正巳
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
長崎県長崎市小ケ倉町１丁目594番地１、開始決定時の住所長崎県長崎市小ケ倉町１丁目582番地
破産者　谷野　昭義
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８１号
札幌市清田区里塚１条４丁目12番３号　プリムロードⅠ―202号
破産者　鈴木　文男
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７７４号
札幌市白石区川北２条１丁目５番３号
破産者　近藤　信吾（旧姓根布谷）
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２２６号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地１　ロウタス三井503号
破産者　松浦　　稔
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７３号
札幌市東区伏古６条５丁目２番１号
破産者　名古路　史（旧姓中島）
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９６号
札幌市西区西野６条２丁目４番８号ノヴェロ西野104号、開始決定時の住所札幌市西区山の手７条８丁目４番10号
破産者　工藤　繁毅
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―405号、開始決定時の住所北海道浦河郡浦河町旭町７番地
破産者　城地　勝美
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１２４５号
仙台市宮城野区福室３丁目６番25号
破産者　菊地冨美子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
秋田市飯島西袋３丁目５番５号、旧住所秋田市土崎港中央４丁目１番63号
破産者　宮崎　　良
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部